

令和2年第7回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和2年7月30日
- ・ 会場 藤沢公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和2年7月30日(木) 午後2時から
藤沢公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 33 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 34 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 35 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 36 号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 5) 報告第 37 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 42 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 43 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 44 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 10) 議案第 45 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 46 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和2年7月30日	開会場所	藤沢公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和2年7月30日(木) 午後2時00分			
	閉 会	令和2年7月30日(木) 午後2時18分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	欠員	—
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	欠	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	出	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農業振興課 主任	靱山 擁也			
参 与	産業振興部次長兼農業振興課長	杉本 公明			
	農業振興課 農業用地係長	金井 辰裕			
	農業振興課 農業用地係主任	靱山 擁也			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	開会	局 長	本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今から、令和2年第7回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	本日は、委員24人中、23人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告いたします。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。 なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。 それでは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号6番、議席番号7番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
		議 長	それでは、総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 はじめに、報告第33号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第37号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
	議案第41号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 この件に関して、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
議案第42号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	(委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。
	議案第43号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。
	議案第44号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。
	議案第45号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。 なお、整理番号18番と19番につきましては、農地改良の案件となりますので、農地改良指導委員を指名いたします。 整理番号18番につきましては、議席番号24番、農地利用最適化推進委員8番を、整理番号19番につきましては、議席番号20番、農地利用最適化推進委員12番を指名いたします。指名いたしました委員におかれましては、指導をよろしく願います。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第46号 「農用地利用配分計画(案) に対する意見について」	議 長	次に、議案第46号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 本議案のうち、整理番号14番、15番につきましては、農地利用最適化推進委員1番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、最適化推進委員1番には暫時退室をお願いします。 (最適化推進委員1番 退室)
		議 長	それでは、14番、15番について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、「意見なし」として、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は「意見なし」と決します。 最適化推進委員1番の入室をお願いします。 (最適化推進委員1番 入室)
		議 長	それでは、先ほど決しました以外の案件につきまして、一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (最適化推進委員1番 挙手)
		議 長	最適化推進委員1番、お願いします。
		最適化 推進委員 1番	利用権の件について、75ページの方の賃料が0円となっていますが、実際は出ているという話です。農業振興課の方が来ていますので、そのところを説明していただければと思います。
		議 長	農業振興課、お願いします。
		農業 振興課	はい、農業振興課からご説明いたします。 75ページの整理番号45番、46番の方に対する配分計画についてですけれども、設定する権利としまして、県としては使用貸借権ということで賃料は0円というかたちでやっております。 こちらにつきましては、賃料というかたちではなくて、水田ですので水利費につきましては耕作者の方がご負担していただいているというかたちになっております。あくまでも、土地を借りる賃料としては0円ですけれども、水利費は地主ではなく、耕作者が負担しているというかたちになっております。よろしいでしょうか。
		議 長	最適化推進委員1番、よろしいですか。
		最適化 推進委員 1番	私の認識不足かもしれませんが、用水費ということと賃料というのは区別がわからないのですが、通常大寄地区、上敷免では賃料は全部1,000円というかたちになっております。借り方からすると、それは水利費の一部なのかなという感じを一般にはもっております。0円が出てくるとタダだよ、ということになってしまいますので、そのへんのところの見解の相違というか整合性はどのような風にとつたらいいのでしょうか。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	農業振興課、お願いします。
		農業 振興課	はい、お答えさせていただきます。 各水利組合、土地改良区によって誰に水代を賦課するかというのはバラバラなのかなと思います。基本的には、土地改良区で賦課台帳というのを持っていて、それに記名がある方に対して水代を請求するというかたちになっていると思います。 今回この矢島の2件につきましては、地主の方、土地の所有者の方が水利組合に加入しておりますので、地主さんの方が本来水利組合に水代を支払うのですが、それについては整理番号45番、46番が裏で負担するというわけではないのですが、水代を持ちますよという話し合いがついているということになっています。 ここでいうところの賃借料というのは、あくまでも土地を使用するための費用であって、その中に水代を含む、含まないということはまた個別案件になってくるのかなと思いますので、矢島についてはそういったかたちで地域で調整をとったということになります。
		最適化 推進委員 1番	上敷免の方では、1,000円になっていますけれども、水利組合がないから、これは1,000円という賃料になっているわけで、賃料というのと水利費というのを農業振興課では別にして考えているということでしょうか。
		農業 振興課	はい、そうです。ここには載っていないのですが、この他に契約事項として共通事項というのがありまして、それについては地域ごとによって耕作者が水利費を持つのか、それとも土地所有者が水利費を持つのかというのは、地元で話し合っていて、うちの地区はこうしましょう、うちの地区はこうしましょうというのを個別に分けていますので、議席番号1番がおっしゃられている通り、上敷免につきましては、地主さんの方に水利費を負担していただくというかたちでの契約となっております。上敷免に関して言いますと、耕作者の方から1,000円がまず地主さんに支払われ、地主さんの方はその1,000円にプラス少し持ち出しがあって、水利費を備前渠用水さんに納めるというかたちになっております。矢島については整理番号45番、46番の方で、地代としては支払わないですけれども、水代は私が持ちますよというかたちになっておりますので、矢島水利組合さんは整理番号45番、46番の方に請求をかけるということになっています。
		議 長	議席番号1番、よろしいですか。
		最適化 推進委員 1番	はい。了解しました。
		議 長	ほかに。質疑はございますか。 よろしいですか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、「意見なし」として、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため、本件は「意見なし」と決します。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上をもちまして、令和2年第7回定例総会を閉会いたします。